

〔参 考 3〕

特別養護老人ホームの入所者に係る医療保険の療養の給付  
及び老人保健の医療の取扱いについて

昭和63年3月19日 社老第30号  
厚生省社会局老人福祉課長通知

標記について、本日、厚生省保険局医療課長及び保険医療局老人保健部老人保健課長より別添のとおり通知されたので、後了知のうえ、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項についての管下特別養護老人ホームに対する御指導をお願いします。

なお、今回の措置は特別養護老人ホームの入所者に係る保険診療のルール化を行うものであり、これにより入所者処遇の低下をきたすことのないよう格段の御配慮をお願いします。

記

1. 特別養護老人ホームに配置された医師に対する手当の額については、基本的には、特別養護老人ホームと医師との契約により個別に決定されるべきのものであるが、勤務時間、職務内容等に見合った適正な額とすること。なお、昭和63年度にお

ける老人保護措置費に計上された医師人件費単価は、定員50人施設の場合、次のとおりとする予定であるので参考にされたい。

(入居者1人当たり月額・単位：円)

	常勤医師分	非常勤医師分
特甲地	12,300	4,100
甲地	11,900	4,100
乙地	12,800	4,300
丙地	13,400	4,500

2. 医師との契約に当たっては、勤務日時、手当額等を明確にするとともに、書面による契約書を作成すること。

(別添 略)